

旅行業委員会規定

第1条 一般社団法人日本渡航医学会（以下、本学会）定款第51条により 本学会内に旅行業委員会を設置し、この規程により運営する。

（目的）

第2条 本学会の目的・事業の趣旨に沿って、旅行業関係者に渡航医学を普及させることを目的とする。

（事業）

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- ・ 旅行業関係者との情報交換
- ・ 渡航者への健康対策のサポート
- ・ その他本委員会の目的達成に必要な事業
- ・ 事業の成果について定期的な報告

（構成）

第4条 委員会は委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は本学会理事長が指名する本学会会員。
- 3 委員は委員長が指名し、理事長の承認を得た本学会会員。

（規定の改正）

第5条 本規定の改正は、委員会にて協議され、理事会の承認を得なければならない。

付則

1. 本規定は、2022年10月1日から施行する。